

## 申請が必要となる助成制度

### 不妊及び不育に悩む方への治療費補助金

不妊等治療に要した医療費の自己負担額から高額療養費制度、長野県不妊治療費用助成事業及び長野県不育症治療支援事業助成金並びに医療保険の規定する保険給付額を控除した額について補助します（子ども1人につき6回を限度とし、1回につき30万円を限度とする）

### 低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金

住民税非課税世帯に属する方の妊娠判定のための初回産科受診料の一部を補助します（初回産科受診に要した保険外診療に係る費用の自己負担額1万円まで）

### 妊婦のための支援給付金

妊婦支援給付認定を受けた者に1回目給付、2回目給付に分けて支給します（1回目：1回の妊娠につき5万円、2回目：胎児1人につき5万円）

### 妊婦健診受診票を超えた妊婦健診の補助金

妊娠36週から出産までの間に受けた妊婦健診（1週間に1回程度）で、県妊婦健診要項に定めのない回数を受けた場合は健診料の一部を補助します（健診受診票使用回数との合算回数において17回を限度とし、医療保険が適用された場合は対象外とする）

### 遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費補助金

医学的な理由により遠方の分娩取扱施設（60分以上の移動時間を要する）で出産する必要がある妊婦の交通費及び出産までの間待機するための近隣宿泊施設における宿泊費の一部を補助します

### 妊婦一般健康診査及び産婦健康診査補助金

県外など町が交付した受診票で受診ができない場合に限り、県妊婦健診・産婦健診要項に定めた健診に相当する健診の費用の一部を補助します  
領収書及び未使用の受診票、健診の結果が記載された母子健康手帳の提示が必要となります

### 出産祝い金

出生時から1年以上、町内に居住する見込みの新生児とその保護者に対して、新生児1人につき5万円を交付します  
対象児の出生日の翌日から起算して2ヵ月を経過する日までに申請をしてください

### 産後ケア

産後1年未満の母及び乳児が専門家のサポート及び保健指導を必要とする場合に、産後ケアに要する費用の10分の9を補助します（上限35,000円/日、延べ7日以内）

### 乳児一般健康診査及び新生児聴覚検査補助金

県外など町が交付した受診票で受診ができない場合に限り、県乳児健診要項に定めた健診に相当する健診の費用及び新生児聴覚検査の費用の一部を補助します  
領収書及び未使用の受診票、健診の結果が記載された母子健康手帳の提示又は聴覚検査の結果票の写しが必要となります